⑾　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは、契約を行わない。
⑿　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
⒀　手続における交渉の有無　無。
⒁　契約書作成の要否　要。
⒂　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒃　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する（詳細は、入札説明書による。）。
⒄　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒅　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒆　詳細は、入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuhiro Watanabe, Director, North Kanto Defense Bureau
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : New Construction of Archives Museum at JGSDF Camp Kisarazu
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : May 8, 2015　5 : 00 P.M.
⑸　Time-limit for the submission of tenders : July 8, 2015　12 : 00 noon
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, North Kanto Defense Bureau, 2―1 Shintoshin Chuo-ku, Saitama city, 330―9721, TEL 048―600―1800 (Ext. 2442 or 2443) FAX 048―600―1842

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本案件はＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達工事です。
平成 27 年４月 13 日
一般財団法人日本青年館
理事長　小里　貞利
独立行政法人日本スポーツ振興センター
契約担当役　理事長　河野　一郎
◎調達機関番号　576　◎所在地番号　13
○第１号
１　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　日本青年館・日本スポーツ振興センター本部棟新営工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　東京都新宿区霞ヶ丘町16番８号
⑷　工事概要　日本青年館・日本スポーツ振興センター本部棟（鉄骨造（地上）、鉄骨鉄筋コンクリート造（地下）、地上16階地下２階建、建築面積約2,668㎡、延床面積約32,000㎡）の建設
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年10月30日まで。
ただし、受注者となるべき者の提出した技術提案の内容により、短縮することがある。その場合にあっては、当該短縮された工期をもって、契約締結を行うものとする。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約26,500㎥、鉄骨約7,300ｔ、鉄筋約2,500ｔ、板ガラス約3,700㎡
⑺　本工事は、入札時に工事施工について「技術提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」の提案（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。詳細は入札説明書による。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑽　本件は、電気設備工事、機械設備工事（ＥＶ本体工事含む。）も含めて発注するものである。
２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たす単体有資格者（以下、「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに競争参加資格の認定を受けていること。
⑴　独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成15年度規程第49号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第２条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争））参加資格認定通知書の記２の点数）が1,190点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、990点）以上とすること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成７年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす新営工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
①　単体又は共同企業体の代表者（下記のうち２つ以上（ａは必須））
ａ　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、一工事の合計延べ床面積16,000㎡以上かつ高さ60m以上の建築物の建築工事
ｂ　舞台及び段床式客席600席以上で構成される劇場・多目的ホールの建築工事
ｃ　床面積7,000㎡以上のホテルの建築工事
②　共同企業体の代表者以外の構成員
ａ　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、一工事の合計延べ床面積8,000㎡以上かつ高さ30m以上の建築物の建築工事
ただし、経常共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、上記①の施工実績を有し、その他の構成員は、上記②の施工実績を有すること。
⑸　建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　構成員の数は、２～３社とする。
⑺　結成方法は、自主結成とすること。
⑻　構成員の最小出資比率は、均等率の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
・１級建築士の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者